

介護報酬改定に関する情報です！

日本生協連福祉事業推進部からの情報提供がありましたのでお知らせします。

報酬改定の対応にご苦労されていることと存じます。

下記の質問を厚労省にしました。回答が厚労省より来ましたので、情報提供いたします。(既に、介護システムソフト会社から対応方法の説明が来ていることと存じますが)

【質問】

「処遇改善加算」は「区分支給限度額」算定対象外ですが、そもそも「区分支給限度額」を超過したサービス分に対する「処遇改善加算」は算定できますか？また、超過分に関する加算額は利用者に請求できますか？

【厚労省回答】

「区分支給限度額」を超えた分については、加算の算定自体は可能ですが、「全額利用者負担になります」。

今後 Q&A に載せることも検討しています。また、この分の値引きは、法定サービスなのでできません。

詳しくお聴きしたい場合は、下記にお問い合わせ下さい。

日本生協連 福祉事業推進部
一宮 正 (いちみや ただし)
〒150-8913 渋谷区渋谷 3-29-8 コーププラザ 11 階
Tel03-5778-8107 FAX03-5778-8108
内線 2101
[E-MAIL:tadashi.ichimiya@jccu.coop](mailto:tadashi.ichimiya@jccu.coop)

仙台市における対応に関する情報です！

平成 24 年介護報酬改定による生活援助中心サービスの時間区分の見直しにより、介護の現場では調整にご苦労されているとうかがっております。











さて、仙台市は下記の説明会の資料 2 の 2P に下記のように明記しています。大阪市は大阪社保協の要請で、4 月 11 日に下記と同様な通知を出しています。厚労省が Q & A をだす前に、このような情報を提供していることは、全国的にみて先進事例です。

(記 介護ネットみやぎ事務局長 入間田)

説明会の資料 2 の 2P

なお、生活援助の時間区分の見直しの内容に関し、一部全てのサービスを「45 分未満」で提供しなければならないのかのような誤解をされている面があるが、見直し後においても、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、現在行なわれている60分程度のサービスを実施することは可能である。

平成 24 年 3 月 12 日仙台市開催「介護支援専門員等研修会第 3 回行政説明会」資料です。

- [次第 \(PDF:12KB\)](#) 
- [\(資料 1\)平成 24 年度からの介護保険法改正の概要などについて \(PDF:4393KB\)](#) 
- [\(資料 2\)介護報酬改定に伴う居宅介護支援業務の留意点 \(PDF:117KB\)](#) 
- [\(資料 2-2\)平成 24 年度介護報酬改定の基本的な考え方 \(PDF:1254KB\)](#) 
- [\(資料 2-3\)指定居宅介護支援事業などの事業の事業の人員及び運営に関する基準について \(PDF:537KB\)](#) 
- [\(資料 3\)平成 24 年制度改正に係る給付・受給関係改正点について \(PDF:11KB\)](#) 
- [\(資料 3\)別紙 1～3 \(PDF:354KB\)](#) 
- [\(資料 4\)地域包括支援センターの担当圏域見直し \(PDF:15KB\)](#) 
- [\(資料 4\)別紙 1～5 \(PDF:1477KB\)](#) 
- [質問票 \(PDF:8KB\)](#) 

厚生労働省が 3 月 16 日に出した Q & A の抜粋です。

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1)【平成 24 年 3 月 16 日】

問 9【訪問介護】生活援助の時間区分の見直し

-  [問 9【訪問介護】生活援助の時間区分の見直し \(pdf, 48.08KB\)](#)

問 122(介護予防訪問介護) 提供時間

-  [問 122\(介護予防訪問介護\) 提供時間 \(pdf, 37.11KB\)](#)